

イ 業務が完了したときは、遅滞なく実績報告書を提出すること。

3 成果目標

以上の業務を通して、具体的に以下の成果目標を目指すものとする。

- (1) 本プログラム受講者：20名以上
- (2) 新規プロジェクト立ち上げ件数：2件以上

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

5 契約に関する条件等

- (1) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。
- (2) 国・県等の関係機関からの検査がある場合には協力すること。

6 関係書類の整備

委託費については、その内容を明らかにするため、委託業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を5年間保存すること。